

(別表3)

## 課税標準の特例対象施設一覧表

### (1) 人的な課税標準の特例

法人税法第2条第7号の協同組合等は、その本来の事業の用に供する施設について、課税標準の2分の1が控除されます。[法701の41(1)①]

1 協同組合等		控除割合
<ul style="list-style-type: none"> <li>・生活衛生同業組合（組合員に出資をさせるものに限る。）</li> <li>・生活衛生同業組合連合会（会員に出資をさせるものに限る。）</li> <li>・生活衛生同業小組合</li> <li>・漁業協同組合</li> <li>・漁業協同組合連合会</li> <li>・漁業生産組合（当該組合の事業に従事する組合員に対し、給料、賃金、賞与その他これらの性質を有する給与を支給するものを除く。）</li> <li>・商工組合（組合員に出資をさせるものに限る）</li> <li>・商工組合連合会（会員に出資をさせるものに限る。）</li> <li>・商店街振興組合</li> <li>・商店街振興組合連合会</li> <li>・消費生活協同組合</li> <li>・消費生活協同組合連合会</li> <li>・信用金庫</li> <li>・信用金庫連合会</li> <li>・森林組合</li> <li>・森林組合連合会</li> <li>・水産加工業協同組合</li> <li>・水産加工業協同組合連合会</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・生産森林組合（当該組合の事業に従事する組合員に対し、給料、賃金、賞与その他これらの性質を有する給与を支給するものを除く。）</li> <li>・船主相互保険組合</li> <li>・たばこ耕作組合</li> <li>・中小企業等協同組合（企業組合を除く。）</li> <li>・内航海運組合</li> <li>・内航海運組合連合会</li> <li>・農業協同組合</li> <li>・農業協同組合連合会（別表第2第1号の表の農業協同組合連合会の項に規定する財務大臣が指定したものを除く。）</li> <li>・農事組合法人（農業協同組合法第72条の8第1項第2号（農業の経営）の事業を行う農事組合法人でその事業に従事する組合員に対し給料、賃金、賞与その他これらの性質を有する給与を支給するものを除く。）</li> <li>・農林中央金庫</li> <li>・輸出組合（組合員に出資をさせるものに限る。）</li> <li>・輸出水産業組合</li> <li>・輸入組合（組合員に出資をさせるものに限る。）</li> <li>・労働金庫</li> <li>・労働金庫連合会</li> </ul>	<p style="text-align: center;">資産割</p> <p style="text-align: center;">1/2</p> <p style="text-align: center;">従業者割</p> <p style="text-align: center;">1/2</p>

(2) 用途による課税標準の特例

次の用途に供される施設は、課税標準について特例が適用されます。

(控除割合欄に「-」とあるものは適用なし)

区分	番号	対象	要件等	関係条文			控除割合	
				法律	政令	省令	資産割	従業者割
ホテル	2	ホテル、旅館用施設  ※風俗営業等の規制及び業務の適正化に関する法律第2条第6項第4号に掲げる営業の用に供されるものを除きます。	旅館業法に規定するホテル営業又は旅館営業の用に供する施設で次に掲げるもの（6に掲げるものを除きます。） a. 客室 b. 食堂（専ら宿泊客の利用に供する施設に限ります。） c. 広間（主として宿泊客以外の者の利用に供する施設を除きます。） d. ロビー、浴室、厨房、機械室その他これらに類する施設で宿泊に係るもの	701の41 (1)9	56の60	24の19	1/2	-
	3	倉庫業者の営業用倉庫	倉庫業法に規定する倉庫業者がその本来の事業の用に供する倉庫（5、7に掲げるものを除きます。）	701の41 (1)14			3/4	-
	4	流通業務地区内の上屋、店舗等	流通業務市街地の整備に関する法律に規定する流通業務地区内に設置される施設で次に掲げるもの。（5に掲げるものを除きます。） a. トラクターミナル、貨物の積卸しのための施設、倉庫、上屋又は荷さばき場等 b. 道路貨物運送業、信書送達業、卸売業等の用に供される事務所以外の施設 c. a、bに附帯する自動車駐車場、自動車車庫	701の41 (1)17	56の65		1/2	1/2
	5	流通業務地区内の倉庫業者の営業用倉庫	流通業務市街地の整備に関する法律に規定する流通業務地区内に設置される倉庫で、倉庫業者がその本来の事業の用に供するもの	701の41 (1)18			3/4	1/2

区分	番号	対象	要件等	関係条文			控除割合	
				法律	政令	省令	資産割	従業者割
港湾施設	6	港湾施設のうち一定のもの	港湾法に規定する港湾施設のうち次に掲げるもの a. 航行補助施設のうち港務通信施設 b. 旅客乗降用固定施設、手荷物取扱所、待合所及び宿泊所（宿泊所にあつては、客室、食堂、広間等一定の施設に限ります。） c. 船舶のための給水施設、給油施設及び給炭施設、船舶修理施設並びに船舶保管施設	701の41 (1)10	56の61	24の19	1/2	1/2
	7	港湾施設の上屋・倉庫	港湾法に規定する港湾施設のうち次に掲げるもの a. 上屋 b. 倉庫（営業用倉庫に限ります。）	701の41 (1)11	56の62		3/4	1/2
	8	外国貿易用コンテナ荷さばき用施設	外国貿易のための外国航路に就航する船舶により運送されるコンテナ貨物に係る荷さばきの用に供する施設（7に掲げるものを除きます。）	701の41 (1)12			1/2	-
	9	港湾運送事業用上屋	港湾運送事業法に規定する港湾運送事業のうち、一般港湾運送事業又は港湾荷役事業の用に供する上屋（7に掲げるものを除きます。）	701の41 (1)13			1/2	-
交通事業	10	タクシー事業用施設	タクシー業務適正化特別措置法に規定するタクシー事業者がその本来の事業の用に供する施設のうち事務所以外の施設（ハイヤーは含まれません。）	701の41 (1)15	56の63		1/2	1/2
	11	公共飛行場設置施設	公共の飛行場に設置される施設（国際路線に就航する航空機が使用するものを除きます。）のうち、格納庫、運航管理施設、航空機の整備のための施設、その他航空運送事業の用に供する施設	701の41 (1)16	56の64	24の20	1/2	1/2
公共事業関連	12	特定信書便事業者用施設	民間事業者による信書の送達に関する法律第2条第9項に規定する特定信書便事業者が、その本来の事業の用に供する施設のうち、信書便物の引受け及び配達の用に供する施設、その他信書便物の送達の用に供する施設で、信書便物の表示、区分、転送、還付及び管理の用に供する施設	701の41 (1)19	56の66	24の21	1/2	1/2

区分号	番号	対象	要件等	関係条文			控除割合							
				法律	政令	省令	資産割	従業者割						
特定業種等	13	家畜市場	家畜取引法に規定する家畜市場	701の41 (1)5			3/4	—						
	14	生鮮食料品低温貯蔵庫等価格安定用施設	<p>次の表の左欄に掲げる補助又は資金の貸付を受けて設置される右欄に掲げる施設</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>補助又は資金の貸付け</th> <th>施設</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>a. 国、地方公共団体の補助</td> <td rowspan="3">消費地食肉冷蔵施設</td> </tr> <tr> <td>b. 農林漁業金融公庫、日本政策投資銀行、国民生活金融公庫の資金の貸付け</td> </tr> <tr> <td>c. 農業近代化資金の貸付け</td> </tr> </tbody> </table>	補助又は資金の貸付け	施設	a. 国、地方公共団体の補助	消費地食肉冷蔵施設	b. 農林漁業金融公庫、日本政策投資銀行、国民生活金融公庫の資金の貸付け	c. 農業近代化資金の貸付け	701の41 (1)6	56の54	24の12	3/4	—
	補助又は資金の貸付け	施設												
	a. 国、地方公共団体の補助	消費地食肉冷蔵施設												
b. 農林漁業金融公庫、日本政策投資銀行、国民生活金融公庫の資金の貸付け														
c. 農業近代化資金の貸付け														
15	醸造業の製造用施設	みそ、しょうゆ、食用酢又は酒類の製造業者が直接これら製造の用に供する施設のうち、包装、びん詰、たる詰その他これらに類する作業のための施設以外の施設	701の41 (1)7	56の56		3/4	—							
16	木材市場・木材保管施設	せり売り等の方法により定期的に関場される木材市場又は製材業者等がその事業の用に供する木材保管施設	701の41 (1)8	56の57	24の14	3/4	—							
公害関連	17	公害防止施設	<p>事業活動に伴って生ずるばい煙、汚水、廃棄物等の処理等公害の防止又は資源の有効な利用のための施設（18に掲げるものを除く。）で、専ら当該施設の用に供する事業所用家屋内に設置されるものに限ります。</p> <p>a. 水質汚濁防止法に規定する特定施設又は指定地域特定施設を設置する工場又は事業場の汚水又は廃液の処理施設及び下水道法に規定する公共下水道を使用する者が設置する除害施設</p> <p>ただし、汚水、廃液、下水の有用成分を回収すること又は汚水、廃液、下水を工業用水とし再利用することを専らその目的とするものを除きます。</p> <p style="text-align: right;">（次頁へ続く）</p>	701の41 (1)3	56の53	24の11	3/4	—						

区分号	対象	要件等	関係条文			除割合	
			法律	政令	省令	資産割	従業者割
公害関連	17	<p>公害防止施設</p> <p>(続き)</p> <p>b. 大気汚染防止法に規定するばい煙発生施設から発生するばい煙の処理施設及び揮発性有機化合物排出抑制施設</p> <p>c. 大気汚染防止法附則に規定する指定物質排出施設から排出され、又は飛散する指定物質の排出又は飛散の抑制に資する施設</p> <p>d. 廃棄物の処理及び清掃に関する法律に規定するごみ処理施設及び産業廃棄物処理施設</p> <p>e. 海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律に規定する廃油処理施設（18cに掲げるものを除きます。）</p> <p>f. ダイオキシン類対策特別措置法に規定する特定施設から発生し、又は排出されるダイオキシン類の処理施設</p>	701の41 (1)3	56の53	24の11	3/4	—
	18	<p>次の事業の用に供する施設で事務所以外の施設</p> <p>a. 廃棄物の処理及び清掃に関する法律の規定による許可を受けて行う産業廃棄物の収集、運搬又は処分の事業</p> <p>b. 広域臨海環境整備センター法に規定する業務として行う産業廃棄物の収集、運搬又は処分の事業</p> <p>c. 浄化槽法の規定による許可を受けて行う浄化槽の清掃の事業</p> <p>d. 海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律の規定による許可を受けて行う廃油処理事業</p> <p>廃棄物の処理及び清掃に関する法律の規定による許可を受けて行う産業廃棄物の収集、運搬又は処分の事業 その他公害防止又は資源の有効な利用のための事業で一定のもの用に供する施設（事務所を除く）</p>	701の41 (1)4	56の53 の2	24の11 の2	3/4	1/2

区分	番号	対象	要件等	関係条文			控除割合	
				法律	政令	省令	資産割	従業者割
身障	19	心身障がい者多数雇用事業所	<p>心身障がい者を多数雇用する事業所等とは次のすべての要件を満たすものをいいます。</p> <p>a. 障がい者の雇用の促進等に関する法律による助成金の支給を受けているもの</p> <p>b. 常時雇用する心身障がい者（短時間労働者を除きます。）の数と重度心身障がい者である短時間労働者（短時間労働重度心身障がい者）の数の合計が10人以上であるもの</p> <p>c. 常時雇用する労働者（短時間労働者を除きます。）の総数に対する常時雇用する心身障がい者（短時間労働者を除きます。）の数（当該心身障がい者のうちに重度心身障がい者がある場合には、当該心身障がい者の数に当該重度心身障がい者の数を加算して計算します。）と短時間労働重度心身障がい者の数を合計した数の割合が2分の1以上であるもの。</p> <p>※ここでいう心身障がい者・短時間労働者・重度心身障がい者とは、それぞれ障がい者の雇用の促進等に関する法律に規定するものをいいます。</p>	701の41 (2)	56の68		1/2	—
学校	20	専修学校、各種学校等	<p>専修学校又は各種学校（学校法人又は私立学校法の法人が設置するものを除きます。）において直接教育の用に供する施設</p>	701の41 (1)2			1/2	1/2

■期限付措置法関係（※適用期限がありますのでご注意ください。）

区分	番号	対象	要件等	関係条文			控除割合	
				法律	政令	省令	資産割	従業者割
特定業種等	21	特定農産加工業者又は特定事業協同組合等の用に供する施設	<p>特定農産加工業経営改善臨時措置法の規定による承認を受けた特定農産加工業者又は特定事業協同組合等が承認計画等に従って実施する経営改善措置に係る事業の用に供する施設のうち農産加工品の生産の用に供する施設で一定のもの</p> <p>法人の場合、令和5年3月31日までに終了する事業年度分(個人の場合、令和4年分)まで</p>	附則33(5)	附則16の2の8(5)	附則12の3(3)	1/4	—
社会福祉関連	22	企業主導型保育事業の用に供する施設	平成29年4月1日から令和5年3月31日までの間に子ども・子育て支援法に基づく政府の補助を受けた事業主等が行う一定の保育事業の用に供する施設（当該運営費の補助を受けている場合に限る）	附則33(6)	附則16の2の10(2)(3)	附則12の3(4)	3/4	3/4